

こぐま保育室の認可取消し及び確認取消しについて

【報告事項】

こぐま保育室を運営する一般社団法人ひるがおが債務超過となったことにより、事業運営資金の調達及び適切な保育を継続するための職員体制が整わず、認可・確認をする際の根拠となった法令に違反することが判明したため、8月1日付けでの認可の取消し及び確認の取消しを行いました。

【園児の受入れについて】

こぐま保育室に在園している全児童の受入れ先は確定しております。

(ひだまりの保育園に1名、第2ひだまりの保育園に2名、ゆめの木保育園に1名、下新倉プライムスター保育園に1名、あそびのてんさい和光北口保育園に1名、市外転出に伴う退園1名)

なお、認可外のこぐま第2保育室に在園している全児童の受入れ先についても確定しております。

【園概要】

園名：こぐま保育室（和光市本町5-13 ハイム山田101）

運営事業者：一般社団法人ひるがお（埼玉県坂戸市中富町59-7）

開設：平成31年4月1日

事業類型：小規模保育事業所 B型

定員数：0歳3名、1歳3名、2歳4名 計10名

在園数：0歳1名、1歳3名、2歳3名 計7名（令和4年7月1日時点）

【運営法人概要】

法人名：一般社団法人ひるがお

展開事業：

- (1)就労支援事業（就労支援B型、就労移行支援）
- (2)グループホーム事業（障害者介護）
- (3)保育事業（こぐま保育室(認可)、こぐま第2保育室(認可外)）

設立年月：平成26年7月

【債務超過となった要因】

新型コロナウイルス感染症に伴い、一般社団法人ひるがおが運営する就労支援事業とグループホーム事業の実績が低迷したこと、認可外保育施設こぐま第2保育室の収益が減少したため。

【取消しに至るまでの経緯】

令和4年6月22日（水）

一般社団法人ひるがお（以下、事業者）が来庁し、債務超過に陥り令和4年7月末を以って、保育事業（こぐま保育室・こぐま第2保育室）から撤退することを決めたとの報告あり。

市としては、事業継続を求めるとともに、子ども・子育て支援法の規定に基づき3か月以上の猶予期間をもって辞退届を提出し、市の承認を得る必要があることを伝え、再検討を事業者に要請する。

6月28日（火）

6月30日を以って、従業員に解雇通知を発出すること等を含め、今後のスケジュールの報告を受ける。

市としては、法令の規定を満たさない今回の対応は承認できない旨を事業者に伝える。

6月30日（木） 18:00～19:00

事業者から、こぐま保育室・こぐま第2保育室の従業員に対し説明会を実施。法人の破産に至る経緯と手続き等の説明を行い、従業員に解雇通知を配布。

7月1日（金）

事業業績の悪化により市内認可保育施設等の閉園について市長から議長報告を行う。

7月3日（日）、7月4日（月）

事業者から、こぐま保育室・こぐま第2保育室の利用者に対し、説明会を実施。

7月4日（月）

事業者が、朝霞市にある保育運営事業者に対し、保育事業の譲渡について相談を実施。

7月5日（火）

和光市からこぐま保育室・こぐま第2保育室利用者に対し、転園先の確保に向けた説明会を実施。

7月10日（日）

朝霞市にある保育運営事業者の理事会にて、事業譲渡が不調となる。

7月11日（月）

事業者から事業譲渡が不調となったことについて市に報告。事業者からこぐま保育室利用者に対しその旨を通知。

その後、事業者の障害者福祉事業について、事業譲渡先が出てくるが、保育事業は不調になったことについて、この時点では市に報告なし。

7月14日（木）

和光市からこぐま保育室・こぐま第2保育室利用者に対し、転園先への入園承諾書を送付。全員の転園先が確保される。

7月19日（火）

事業者からこぐま保育室・こぐま第2保育室の従業員に対する説明会を実施。障害者福祉事業のみ事業譲渡が決定したこと、こぐま保育室閉園に向けたスケジュールが説明される。

7月20日（水）

市からの聞き取りにより、障害者福祉事業の事業譲渡先の決定が判明。状況を確認し、事業譲渡に係る条件を整理した上で、朝霞市にある保育運営事業者に対して保育事業の譲渡について再度相談をするよう市から事業者申し入れる。

7月25日（月）

朝霞市にある保育運営事業者への保育事業の事業譲渡が再度不調となる。

7月26日（火）

事業者から、こぐま保育室・こぐま第2保育室利用者に対する保護者説明会実施。最終的な事業譲渡の不調結果について保護者に伝える。

7月27日（水）

事業者から、保護者説明会の報告、朝霞市にある保育運営事業者への事業譲渡不調の報告、負債約7,000万円の法的整理のスケジュール及び代表理事の自己破産等の報告を市が受ける。

令和4年8月以降、障害者福祉事業のみが継続され、継続先事業者との法的な協議が整った後、一般社団法人ひるがおの破産申し立てを行う旨の説明を受ける。

【根拠法令】

・児童福祉法第34条の15第3項1号

市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること

・根拠とした理由

過去三年間、こぐま保育室の損益計算書として和光市が受理してきたものは、令和元年度、令和2年度については利益が計上されていた。しかし、今回の債務超過となった要因を追及する中で、市が提供を受けてきた損益計算書は、本部経費差引き前の、資金収支を整理した資料にとどまり、実質的な経営状況を示す内容ではなかった。

新たに法人の決算書を求めたところ、直近3カ年度に渡って損失を計上しており、令和3年度末の負債総額が7,000万円を超えることから、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎がないものと判断し、取消処理を行った。

・和光市家庭的保育事業等認可等要綱第8条第1項1号

社会福祉法人等以外の者が認可を受けようとする場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等の運営に係る決算(当該認可申請を行った社会福祉法人等以外の者が家庭的保育事業等以外の事業を営んでいる場合は、当該者が行った全ての事業の決算を合算したもの)に損失を計上した年度が3年度以上連続していないこと

・根拠とした理由

法人の決算において、令和元年度、令和2年度及び令和3年度に損失を計上しているため。

・和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条

(準用)

第38条 第29条第1項ただし書、第30条から第32条まで、第34条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、小規模保育事業B型について準用する。

第35条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

・根拠とした理由

令和4年6月30日付の解雇通知により、8月1日時点で保育士・調理員がいなくなることから、第35条第2項に定める保育士等の配置基準を満たさなくなったため。

・子ども・子育て支援法第52条第1項2号

(確認の取消し等)

第五十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

・根拠とした理由

保育士等の解雇に伴い、職員の配置基準を満たさなくなったため。

・和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例第50条

(勤務体制の整備等)

第50条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

・根拠とした理由

保育士等の解雇に伴い、職員の配置基準及び勤務体制を満たさなくなったため。